

戸田市議会基本条例の一部を改正する条例(骨子)について

1. 条例改正の経緯と目的

本市議会では、平成24年に「戸田市議会基本条例」を策定しました。本条例は、議会の役割を明らかにし、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の信託に的確に応え、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

そして、策定からおよそ10年が経過し、社会情勢の変化等も踏まえ検証し、今回条例改正をする運びとなりました。

2. 改正のポイント

(1)政策立案及び政策提言

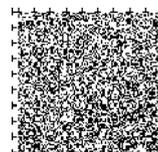
本市議会は、各常任委員会にて年間活動テーマを定めて委員間討議しており、これまで執行部に対し、数多くの政策「提言」を行ってききましたが、新しい条例などを「立案」することはほとんどありませんでした。

しかし、今後はより一層、政策立案も積極的に行っていくことを確認したため、本条例中「政策立案」又は「政策提言」となっている表現を、「政策立案及び政策提言」と統一しました。

(2)災害時の対応

本市議会では地震等の災害が発生したときに備え、「戸田市議会における災害発生時の対応要領」を制定しています。これは、本市議会が戸田市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）の災害対策活動を支援するとともに、議員の迅速かつ適切な対応・活動の指針を定め、被害の拡大防止及び災害の復旧・復興に寄与し、災害時に市民の代表として議会が役割を果たすことを目的としています。

この対応要領に基づき、市対策本部と連携しながら情報共有を図るとともに、各地域における活動に協力することの規定を追加しました。



(3) 議会事務局から議会に対する提案

近年、地方議会においては二元代表制の観点から、圧倒的な多数のスタッフと情報を持つ執行部とわたり合うためにも、議員と議会事務局が協働による一体となった「チーム議会」となることが大切であるとの考え方が注目されています。

こうしたことから、市民福祉の向上に向けた政策提言や円滑な議会運営にあたっては、執行部での経験を活かしながら、法制執務にも携わる議会事務局は、議会及び議員の政策立案及び政策提言についてより充実した支援ができるよう、議会事務局からも議会に対し提案ができる旨の規定を追加しました。

(4) 情報通信技術の積極的活用

本市議会では、既にタブレット端末を導入し、ペーパーレス化の推進及び会議の効果的・効率的な運営のために文書管理や会議運営を担うクラウド文書共有システムを活用しています。

今後、オンライン会議の開催などに向けた検討を進めるなど、情報通信技術の積極的活用を図る旨の規定を追加しました。

(5) 議会機能の充実強化

これまでは、予算及び人員の確保のほか、議会及び議員の政策立案のための調査及び法制執務の強化による議会事務局の体制整備という枠組みでした。

これらに加えて、議員研修の充実や情報通信技術の積極的活用、また、事務局職員も議会に対して提案を行い、より充実した支援ができるようにすることで、「議会機能の充実強化」という枠組みに改めました。

